

令和5年8月10日

消費者庁

特定商取引法に基づく行政処分について

中部経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた中部経済産業局長が実施したものです。

令和5年8月10日

特定商取引法違反の訪問販売事業者2社に対する業務停止命令（3か月）及び指示並びに当該業者の役員2名に対する業務禁止命令（3か月）について

中部経済産業局は、コーチング等のセミナーに係る役務の提供を連携共同して行う訪問販売事業者である一般社団法人OLC（本店所在地：愛知県名古屋市）（以下「OLC」といいます。）（注1）及び株式会社HEARTIST（本店所在地：愛知県名古屋市）（以下「HEARTIST」といいます。）に対し、令和5年8月9日、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、令和5年8月10日から令和5年11月9日までの3か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

（注1）同名の別法人と間違えないよう本店所在地なども確認してください。

あわせて、中部経済産業局は、OLC及びHEARTISTに対し、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。

また、中部経済産業局は、OLCが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている小島勇治（こじま ゆうじ）及びHEARTISTの代表取締役である西川純平（にしかわ じゅんぺい）に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、令和5年8月10日から令和5年11月9日までの3か月間、上記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた中部経済産業局長が実施したものです。

1 処分対象事業者

（1）一般社団法人OLC（注1）

ア 名 称：一般社団法人OLC

（法人番号：7180005018559）

イ 本店所在地：愛知県名古屋市中区大須四丁目1番71号 矢場町中駒ビル5F

ウ 代 表 者：代表理事 池田 智美（いけだ ともみ）

エ 設 立：令和元年12月3日

オ 取 引 類 型：訪問販売

カ 取 扱 役 務：コーチング等のセミナーに係る役務

(注1) 同名の別法人と間違えないよう本店所在地なども確認してください。

(2) 株式会社HEARTIST

ア 名 称：株式会社HEARTIST

(法人番号：2180001141088)

イ 本店所在地：愛知県名古屋市中区栄3-2-3 名古屋日興証券ビル
4階(注2)

ウ 代 表 者：代表取締役 西川 純平 (にしかわ じゅんぺい)

エ 設 立：令和2年4月30日

オ 取 引 類 型：訪問販売

カ 取 扱 役 務：コーチング等のセミナーに係る役務

(注2) 本店所在地について、現在は退去している可能性があります。

2 特定商取引法の規定に違反又は該当する行為

- (1) 氏名等の明示義務に違反する行為(役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示)(特定商取引法第3条)
- (2) 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘(特定商取引法第6条第4項)
- (3) 訪問販売に係る役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方
で勧誘をする行為(特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく同
法施行規則第7条第1号)(注3)

(注3) 令和5年6月1日以降は同法施行規則第18条第1号。

3 中部経済産業局がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

別紙1：一般社団法人OLCに対する行政処分の概要

別紙2：株式会社HEARTISTに対する行政処分の概要

別紙3：小島勇治に対する行政処分の概要

別紙4：西川純平に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ（消費者の皆様）】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下を御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

一般社団法人 O L C に対する行政処分の概要

1 事業概要

一般社団法人 O L C (以下「O L C」という。)は、株式会社 H E A R T I S T (以下「H E A R T I S T」という。)と連携共同して、マッチングアプリのメッセージ機能等により、コーチング等のセミナーに係る役務(以下「本件役務」という。)を有償で提供する契約(以下「本件役務提供契約」という。)の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所その他特定の場所への来訪を要請することにより誘引した者から本件役務提供契約の申込みを受け、又はその者と本件役務提供契約を締結していることから、このような O L C が H E A R T I S T と連携共同して行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律(昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「特定商取引法」という。)第 2 条第 1 項に規定する訪問販売(以下「訪問販売」という。)に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

O L C は、令和 5 年 8 月 1 0 日から令和 5 年 1 1 月 9 日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア O L C が行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ O L C が行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ O L C が行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

O L C は、H E A R T I S T と連携共同して訪問販売をするに当たり、特定商取引法第 3 条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為(役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示)及び同法第 6 条第 4 項の規定により禁止される勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りする場所以外の場所において役務提供契約の締結について勧誘をする行為並びに同法第 7 条第 1 項第 5 号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令(令和 5 年内閣府・経済産業省令第 2 号)による改正前の特定商取引に関する法律施行規則(昭和 5 1 年通商産業省令第 8 9 号。以下「施行規則」という。)第 7 条第 1 号(同命令によ

る改正後は第18条第1号。以下同じ。)に掲げる訪問販売に係る役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をすることに該当する行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これをOLCの役員及び本件役務提供契約に係る営業活動を行う者(以下「販売担当者」という。)に、前記(1)の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

OLCは、以下のとおり、HEARTISTと連携共同して、特定商取引法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、中部経済産業局は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受け、る者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為(役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示)(特定商取引法第3条)

OLCは、HEARTISTと連携共同して、少なくとも令和4年6月から10月までの間に、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「もし、タロットに興味があり、もっと深く知りたいければ、また私と会って話しましょうか」、「今変えるべきだよ、今後のことを話し合おうよ」などと告げるのみで、OLC及びHEARTISTの名称、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていなかった。

(2) 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘(特定商取引法第6条第4項)

OLCは、HEARTISTと連携共同して、少なくとも令和4年6月から10月までの間に、本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、電磁的方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所であるOLCの事業所の一室において、当該契約の締結について勧誘をしていた。

- (3) 訪問販売に係る役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方
で勧誘をする行為（特定商取引法7条第1項第5号の規定に基づく施行
規則第7条第1号）

OLCは、HEARTISTと連携共同して、少なくとも令和4年6月
から10月までの間に、訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について、
消費者が当該契約を締結しない旨の意思を繰り返し表示したにもかかわらず、
その後も長時間に及ぶ執ような勧誘を続けるなど、当該契約の締結に
ついて迷惑を覚えさせるような仕方
で勧誘をしていた。

5 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の名称、勧誘
目的及び役務の種類の不明示）及び勧誘目的を告げずに誘引した者に
対する公衆の出入りしない場所における勧誘）

令和4年6月から10月までの間に、HEARTISTの販売担当者
であるZは、マッチングアプリを通じて知り合った消費者Aに対し、当該
マッチングアプリのメッセージ機能により、「趣味も合うので今度お茶で
しませんか」などと飲食店への来訪を要請した。数日後、Zは、同飲食
店においてAと面会したところ、Zは、Aに対し、「●月●日（面会日の
約2週間後）にタロット会があるんです」、「参加費が1,000円いる
んだけど、行かないですか」などと「タロット会」と称するイベントに参
加するよう誘い、その約束を取り付けた。

Zは、約2週間後の約束の日、飲食店にてAと1時間程度会話をした
後、OLCの事業所にAを連れて行った。同事業所の一室において、Zは、
Aを販売担当者であるYに引き合わせたところ、Yが、タロット占いを開
始し、Aに対し、「●（異性のこと）と付き合っても長続きしないんじや
ない」、「どうすれば今後成功すると思う」、「もし、タロットに興味
があり、もっと深く知りたければ、また私と会って話しましょうか」など
と告げて再訪を求め、3日後の再訪約束を取り付けた。

Yは、約束の日、Aと飲食店で待ち合わせた後、Aを前記事業所に連れ
て行った。この時点までに、Z及びYは、Aに対し、OLC及びHEAR
TISTの名称、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的であ
る旨及び役務の種類について告げたことはなかった。前記事業所の内部
からしか入ることができず、OLC又はHEARTISTと関係のない
一般人が出入りすることができない場所である同事業所の一室におい
て、Yは、Aを販売担当者であるXに引き合わせたところ、Xは、Aに対

し、「3コースあります」、「50万、100万、それとマスターコースでは150万円ですが、歯のホワイトニングや美容のアドバイスのサービスもついてますよ」、「入りませんか」などと、本件役務提供契約の締結について勧誘した。Aは、その日のうちに、本件役務提供契約を締結した。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）、勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘及び訪問販売に係る役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為）

令和4年6月から10月までの間に、HEARTISTの販売担当者であるWは、マッチングアプリを通じて知り合った消費者Bに対し、メッセージアプリにより、タロット占いのイベントに参加するよう誘い、その約束を取り付けた。

Wは、約束の日、飲食店にてBと30分程度会話をした後、OLCの事業所にBを連れて行った。同事業所の一室において、Wは、Bを販売担当者であるVに引き合わせたところ、Vは、タロット占いを開始した。占いが終わった後、Vは、Bに対し、「今変えるべきだよ、今後のことを話し合おうよ」、「土日に関心があるから話し合おうよ」、「なるべく早くがいいから」などと告げ、Wは、翌日、メッセージアプリにより、「●月●日の●曜日（メッセージ送信日の翌日）、11時頃矢場町で会おう」などと告げて、再び会う約束を取り付けた。

Wは、約束当日、飲食店で食事をしながらBと会話をした後、午後2時頃、Bを、OLCの事業所に連れて行き、OLC又はHEARTISTと関係のない一般人が出入りすることができない前記事業所の一室に誘い入れた。この時点までに、W及びVが、Bに対して、OLC及びHEARTISTの名称、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び役務の種類について告げたことはなかった。同事業所の一室において、Vは、「知ってほしい活動があつてね」などと告げた上、Bに対し、本件役務提供契約に係る資料を見せながら勧誘を行った。

Vは、「高いので一回家に持ち帰りたいですよ」、「金額が大きいので一回家に持ち帰らせていただいてもいいですか」、「50万、100万という金額ですから、どうしてもゆっくり考えたいので」などと本件役務提供契約を締結するつもりはない旨の意思を繰り返し表示したBに対し、

「でも実際タロットで結果が出ちゃったから、今変わるべきだと思うんだよね」、「一回持ち帰っちゃうとたぶんやめるっていう結論になっちゃうんだよ」、「今ここで決めることが大事だと思うよ」などと、Bの言葉に耳を貸すことなく約3時間にわたり休憩を挟まずに勧誘を継続した。

さらに、Vは、「お金が準備できないので」と契約を断ろうとするBに対し、「借りられる金融機関を紹介するよ」などと借金をさせてでも本件役務提供契約を締結させようとする旨の発言をし、Bは、「もう無理だ、契約しないと帰れない」などと思い、遅くとも午後5時頃までに、本件役務提供契約を締結した。

株式会社 HEARTIST に対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社 HEARTIST (以下「HEARTIST」という。) は、一般社団法人 OLC (以下「OLC」という。) と連携共同して、マッチングアプリのメッセージ機能等により、コーチング等のセミナーに係る役務 (以下「本件役務」という。) を有償で提供する契約 (以下「本件役務提供契約」という。) の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所その他特定の場所への来訪を要請することにより誘引した者から本件役務提供契約の申込みを受け、又はその者と本件役務提供契約を締結していることから、このような HEARTIST が OLC と連携共同して行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律 (昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。) 第 2 条第 1 項に規定する訪問販売 (以下「訪問販売」という。) に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

HEARTIST は、令和 5 年 8 月 10 日から令和 5 年 11 月 9 日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア HEARTIST が行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ HEARTIST が行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ HEARTIST が行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

HEARTIST は、OLC と連携共同して訪問販売をするに当たり、特定商取引法第 3 条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為 (役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示) 及び同法第 6 条第 4 項の規定により禁止される勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りする場所以外の場所において役務提供契約の締結について勧誘をする行為並びに同法第 7 条第 1 項第 5 号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (令和 5 年内閣府・経済産業省令第 2 号) に

よる改正前の特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「施行規則」という。）第7条第1号（同命令による改正後は第18条第1号。以下同じ。）に掲げる訪問販売に係る役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をすることに該当する行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これをHEARTISTの役員及び本件役務提供契約に係る営業活動を行う者に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

HEARTISTは、以下のとおり、OLCと連携共同して、特定商取引法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、中部経済産業局は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）（特定商取引法第3条）

HEARTISTは、OLCと連携共同して、少なくとも令和4年6月から10月までの間に、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「もし、タロットに興味があり、もっと深く知りたいければ、また私と会って話しましょうか」、「今変えるべきだよ、今後のことを話し合おうよ」などと告げるのみで、HEARTIST及びOLCの名称、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていなかった。

（2）勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘（特定商取引法第6条第4項）

HEARTISTは、OLCと連携共同して、少なくとも令和4年6月から10月までの間に、本件役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、電磁的方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所であるOLCの事業所の一室において、当該

契約の締結について勧誘をしていた。

- (3) 訪問販売に係る役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方
で勧誘をする行為（特定商取引法7条第1項第5号の規定に基づく施行
規則第7条第1号）

HEARTISTは、OLCと連携共同して、少なくとも令和4年6月
から10月までの間に、訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について、
消費者が当該契約を締結しない旨の意思を繰り返し表示したにもかかわらず、
その後も長時間に及ぶ執ような勧誘を続けるなど、当該契約の締結に
ついて迷惑を覚えさせるような仕方
で勧誘をしていた。

5 勧誘事例

別紙1の5記載のとおり。

小島勇治に対する行政処分の概要

1 名宛人

小島 勇治（以下「小島」という。）

2 処分の内容

小島が、令和5年8月10日から令和5年11月9日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- （1）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- （2）訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- （3）訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- （1）別紙1のとおり、一般社団法人OLC（以下「OLC」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、同法人が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）小島は、OLCに対し代表者と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第8条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同法人が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

西川純平に対する行政処分の概要

1 名宛人

西川 純平（以下「西川」という。）

2 処分の内容

西川が、令和5年8月10日から令和5年11月9日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- （1）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- （2）訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- （3）訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- （1）別紙2のとおり、株式会社HEARTIST（以下「HEARTIST」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）西川は、HEARTISTの代表取締役（特定商取引法第8条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。